

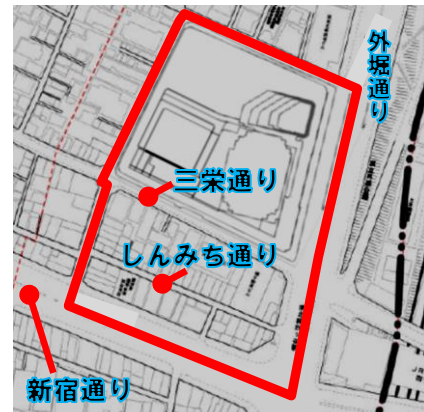
新宿区景観まちづくり計画一部改定（原案）について ～四谷駅周辺地区を「地域特性に基づく区分地区」に追加指定～ （概要）

第58回新宿区景観まちづくり審議会
〔議案1〕資料3

1. 景観形成方針



『潤いと歴史かおる四谷駅周辺地区』



※概ねの位置を示したものです。

本地区では、平成16年に「四谷駅前まちづくり協議会」が、そして、平成21年には「四谷一丁目北地区協議会」が発足し、まちづくりの推進に向けた積極的な活動が行われました。その活動の成果は、平成24年の「四谷駅前地区まちづくり誘導方針」、また、平成25年「四谷駅周辺地区地区計画」策定へと繋がりました。

これまでのまちづくりの成果である四谷駅前周辺の目指すまちの将来像を踏まえ、大規模な公有地を中心とした業務・商業機能の強化と文化・交流機能の導入により、駅前の新たな賑わいの交流拠点の形成が図られます。また、しんみち通りでは賑わいの連続性によりし、魅力ある街並み形成を図るとともに、快適な歩行者空間の拡充が図られます。

「歴史あるおもむき外濠地区」と合わせた広域的な景観の形成を推進していくとともに、地区内のまちなみの変化を踏まえ、歴史性に配慮した賑わいの創出と継承、自然的・歴史的なおもむきを保全するため、以下の方針に基づき景観の形成を推進します。

景観形成方針① にぎわい拠点にふさわしい駅前景観の形成

迎賓館や四谷見附橋、外濠などの歴史的資源と調和を図り、多くの乗降客で賑わう四ツ谷駅前や新宿通りの玄関口として、訪れる・住む・働く人の多様な活動が映える賑わいの拠点の顔にふさわしい、東京を代表する魅力的な駅前景観の形成を推進します。



景観形成方針② 豊かなみどりの保全と創出

駅周辺のおもむきのある豊かなみどりを保全していきます。潤いあふれるまとまったみどりの創出、小さくても質の高い緑化を促し、みどりの拡充を図ります。



景観形成方針③ まちの魅力を相互に結び付ける歩行空間の整備

四ツ谷駅前の賑わいと通りごとに個性のあるまちなみを創出し、新しい交流の場、緑陰のある街路樹や道路沿いの緑化、たたずむことができる空間、地域に継承される景観資源を相互に結びつけ、安全で快適な歩きたくなる空間の整備を推進します。



景観形成方針④ 外濠周辺における景観の連続性を意識した屋外広告物の景観誘導

外濠周辺における景観の歴史あるおもむきや水とみどりの連続性を意識しながら、屋外広告物のデザイン誘導を進め、風格ある賑わいの都市景観を形成していきます。



2. 景観形成基準

景観形成方針①に関する景観形成基準 【抜粋】

【対象行為】建築物の新築等【対象規模】高さ>10m又は延べ面積>300㎡

○外壁の色彩や素材は、低層部では質感豊かな材質を用いる、色の彩度を抑えるなど、賑わいの中にも風格があるものとし、まちなみの連続性に配慮するとともに、周辺景観との調和を図る。

○形態意匠は、建築物単体のバランスだけでなく、その通りが持つ個性を考慮し、賑わいを感じさせるものとする、開放的なものとするなど、まちなみの連続性に配慮するとともに、周辺景観との調和を図る。

○周囲の景観やまちなみに調和するように壁面の分節化を図り、長大な壁面とならないようにする。

【対象行為】建築物の新築等【対象規模】高さ>60m又は延べ面積>30,000㎡

○形態意匠、色彩、配置は、市ヶ谷橋や四谷見附橋、迎賓館前の眺望点からの見え方に配慮する。



○四谷駅周辺地区将来のイメージ図（三栄通り付近）



○個性あるまちなみの将来のイメージ図

景観形成方針②に関する景観形成基準 【抜粋】

【対象行為】建築物の新築等【対象規模】高さ>10m又は延べ面積>300㎡

○通りなどから見えやすい位置に、建物の一部やわずかな隙間を利用するなど、できる限り緑化を行う。

【対象行為】建築物の新築等【対象規模】高さ>60m又は延べ面積>30,000㎡

○高さのある樹木、季節を感じさせる樹木を植える、屋上や壁面にも緑化を行うなど、みどり豊かな周辺景観との連続性を確保し、潤いのある空間を創出する。

○周辺の建築物のスカイラインとの調和を図るとともに、おもむきあるみどりの眺望の保全と創出を図る。



○外堀通り将来のイメージ図



○四谷駅前地区将来のイメージ図

景観形成方針③に関する景観形成基準 【抜粋】

【対象行為】建築物の新築等【対象規模】高さ>10m又は延べ面積>300㎡

○道路沿いの低層部は、通りから賑わいを感じさせる開放的な意匠とするなど、歩きたくなる空間、滞留空間の創出を図る。

○広場や歩道状の空地や壁面後退部分などは、可能な限り段差をなくし歩きやすくする、歴史を偲ぶ形態意匠にする、周辺と調和した舗装材とするなど、一体的な空地を形成する。



○三栄通り将来のイメージ図



○しんみち通り将来のイメージ図

景観形成方針④に関する景観形成基準 【抜粋】

【対象行為】建築物の新築等【対象規模】高さ>10m又は延べ面積>300㎡

○ビル名や店名等の自家用広告物、第三者広告物等の屋外広告物の掲出については、建築物の設計の早い段階から、周辺景観や建築物等へ配慮する。



○建築物と調和し、高彩度の色彩を抑えた屋外広告物のイメージ図

※「工作物の新設等」、「開発行為」についても、景観形成方針①～④の趣旨を踏まえた景観形成基準とする。